

(目的)

第1条 この規程は、桃山学院教育大学(以下本学という。)の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学の研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

(対象)

第2条 「研究者」とは、本学の専任の教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、本学において遂行する研究が社会の要請に応えるべき知的生産活動であることを自覚し、かつ自らの責任において研究に取り組まなければならない。

- 2 研究者は他からの圧力により研究成果の客観性をゆがめてはならない。
- 3 研究者は生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、国際的に定められた規範、規約、条約、国内法令、告示、本学諸規程等を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者の学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 6 研究者は、自己の研究計画において、わかりやすく明確に説明できるよう努めなければならない。
- 7 研究者は、研究遂行中において、研究進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるように努めなければならない。

(利益相反行為)

第5条 研究者は、研究活動において、個人、組織および異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究成果発表)

第6条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的理由があり、公表が制約される場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(人を対象とする研究およびインフォームド・コンセント)

第7条 研究者が、人を直接の対象とし、アンケート、対面調査、写真撮影等により、個人からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、研究倫理委員会が別途定める様式を学長に提出しなければならない。

2 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等をわかりやすく説明するとともに、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

3 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の収集または採取を行う場合、提供者にとって安心かつ安全な方法を取り、身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないようにしなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は研究の対象となる者または協力者(個人に関する情報の提供を受け研究を行う場合の当該情報の提供をする者)の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害してはならない。

2 個人情報の保護に関しては、「桃山学院個人情報保護規則」に準じる。

(所管)

第9条 この規程に関する事務は、教育大学事務室総務グループの所管とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

付 則

この規程は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

この規程は、2018(平成30)年9月5日から改訂施行する。(関連規程の整理等に伴い一部変更)

この規程は、2020(令和2)年4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

この規程は、2021(令和3)年10月20日から改訂施行する。(書式変更により一部変更)

この規程は、2022(令和4)年6月1日から改訂施行する。(申請書式の見直し等により一部変更)